

# 平成25年度予算見積調書

課室名：河川砂防課  
 担当名：河川砂防情報システム  
 内線：5128 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B117	水防情報システム整備費			一般会計	土木費	河川費	水防費	水防情報システム整備費	
事業期間	昭和56年度～	根拠法	水防法			戦略項目			
						分野施策	010503 治水・治山対策の推進		
<b>1 事業概要</b> 水害による被害から県民の生命及び財産を守るため、県内の河川水位や雨量を把握しておくことは水防法に基づく水防活動の根幹をなすものである。また、これらのデータを水防関係者に伝達することや一般県民向けに情報公開していくことは、水害の被害を軽減することに繋がることとして、普遍的必須の事業である。以上の目的達成のため、「水防情報システム」の維持管理を行う。  (1) 水防情報システム整備費 37,483千円 (2) 水防情報システム整備費(特殊事情分) 15,987千円				<b>5 事業説明</b> (1) 事業内容 ア 水防情報システム整備費 観測局運営、観測局電気料金、気象情報提供料、各局点検委託料、通信料等 37,483千円 イ 水防情報システム整備費(特殊事情分) 水位観測局零点調整業務 15,987千円  (2) 事業計画 水防情報システム機器(河川分)の維持管理 統括局(河川砂防課) 1局 監視局(県土整備事務所・総合治水事務所) 13監視局 観測局 水位観測局 164観測局(内 51観測局は雨量計を併設)  (3) 事業効果 水害による人的、物的被害を軽減することができる。  (4) その他 水防活動のため、雨量水位の観測データや気象情報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。特に水防警報河川については観測している水位が一定以上となった場合、関係者への通報は水防法に基づく義務がある。					
<b>2 事業主体及び負担区分</b> 県(県10/10)									
<b>3 地方財政措置の状況</b> なし									
<b>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員</b> (1) 事業に係る人件費 1,900千円(0.2人) (2) 組織の新設、改廃及び増員 なし									
				財 源 内 訳					
予算額								一般財源	前年との 対比
決定額	53,470							53,470	14,944
前年額	38,526							38,526	